

第12回 名寄市農業委員会総会（令和5年12月）会議録

日 時 令和5年12月22日（金）

午後3時00分 開始

午後4時45分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	2件	承認
第3	議案第2号	設定された権利の合意解約について	6件	承認
第4	議案第3号	農用地利用集積計画の作成について	29件	承認
第5	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	15件	承認
第6	議案第5号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認
第7	議案第6号	農用地の買入れ協議に係る要請について	3件	承認
第8	議案第7号	農地法第52条に基づく賃貸料情報について	1件	承認
第9	議案第8号	農地利用状況調査に係る非農地の認定について	1件	承認
第10	報告第1号	農用地利用集積計画の変更について	3件	承認
第11	報告第2号	農地法第5条転用工事完了報告	1件	承認

第12回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 菅原一徳	10番 安達啓治	19番 村中洋一
2番 新田司	11番 上手浩幸	20番 小田桐正彦
3番 藤野修一	12番 林秀典	22番 竹部裕二
4番 清水康史	13番 沼田清憲	23番 南原政幸
6番 水間健詞	14番 武田修一	24番 鈴木英二
7番 飯村規峰	16番 住田美紀	25番 越孝則
8番 菅野真記子	17番 横田浩二	26番 阿部貴代美
9番 村上清	18番 中村敏夫	27番 又村裕司
欠席 5番 高橋尚幹	15番 山上瞳	

第12回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和5年12月22日（金）午後3時00分
会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは令和5年第12回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和5年第12回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は5番 高橋委員、15番 山上委員から欠席報告を受けており、委員定数26名中、委
員24名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席と
なっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、16
番 住田委員、17番 横田委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、住田委員、横田委員に決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
番号30番は村中代理から意見があり、席移動のため暫時休憩とします。（15：03）

議 長： それでは議事を再開いたします。（15：04）
番号30番の審査をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号30番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号30番について説明します。所在については、地図の7ページをご
覧ください。一番右側のピンクマーカーで朝日とある右側の十線の近くに所在地がありま
す。13日に私と鈴木委員、16日に事務局が現地を確認しています。ご審議の程よろし
くお願いします。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
番号30番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号30番は原案のとおり証明することに決定いたしました。
村中代理席移動のため暫時休憩といたします。（15：06）

議 長： 議事を再開いたします。（15：07）
続きまして、**番号31番**を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号31番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号31番について説明します。8月2日の農地パトロールにて、事務局と農業委員で現地を確認してきました。所在については、地図の9ページをご覧ください。二十三線と書いてある交差点を上へ向かっていくと国道40号の黒い太い線があり、そこから100m位入ったところが所在地になります。現地は農地として区画整備されていまして。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
番号31番について、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号31番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第3、議案第2号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供します。
番号15番から番号20番までを一括して審査します。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第2号 番号15番から番号20番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号15番から番号20番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。
初めに売買の審査を行います。番号35番から番号38番まで一括して審査いたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号35番から番号38番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号35番から番号38番までを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号35番から番号38番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号39番から番号41番について一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号39番から番号41番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 4番 清水です。番号39番から番号41番について説明します。12月1日に私と小田桐委員、事務局であっせん委員会を行いました。3名から売買の要請があり、地域で利用調整をした結果、3名の買い手が決定いたしました。所在については、地図の7ページをご覧ください。最初に〇〇さんの土地についてですが、真ん中にピンクマーカーで曙とあり、その付近が所在地になります。〇〇さんの農地については、ゆきわらべ雪貯蔵施設と書いてある所の道路向かいになります。最後に〇〇さんの農地ですが、共和地区の南大橋の南側手前で、地蔵がある所を曲がって1番奥の所になります。金額については、曙地区はそれぞれ反当り27万円と25万円で両者合意した金額になっています。共和地区については、〇〇さんが曙地区の耕作者のため、小田桐委員と協議した金額となっています。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号39番から番号41番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号39番から番号41番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号4 2番**については、竹部委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。(15:18)

議 長： それでは議事を再開いたします。(15:19)
番号4 2番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号4 2番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号4 2番について説明します。12月11日午前より、私と清水委員、事務局であっせん委員会を開催しました。〇〇さんより利用調整の申し出があり、地域で協議したところ、5名の方に買い受けていただくことになりました。そのうちの1名が〇〇さんになります。所在については、地図の7ページをご覧ください。左端に瑞穂とピンクマーカーであり、国道から名寄遠別線に5kmほど入った所が所在になります。反当り田25万円、畑4万円となっており、瑞穂地区の標準的な価格となっています。審議の程よろしくお願います。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号4 2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4 2番は原案の通り決定いたしました。
竹部委員の席移動のため、暫時休憩とします。(15:22)

議 長： 議事を再開いたします。(15:23)
続きまして、**番号4 3番、番号4 4番**を一括して審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号4 3番、番号4 4番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号4 3番、番号4 4番について説明します。番号4 3番の所在については、番号4 2番のところから下の弥生に続く道がありその曲がり角が所在地になります。〇〇〇〇さんが隣接地を耕作していることから買い手となりました。番号4 3番については、名寄遠別線の「線」の下に所在地があります。〇〇さんの自宅から少し離れた場所

になります。耕作面積も少なく、土地を増やしたいとのことで買い手となりました。反
当り25万円ということで成立しました。審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号43番、番号44番について原案のとおり決定することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号43番、番号44番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして**番号45番**を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号45番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号45番について説明します。12月7日に私と菅野委員、越委員、
事務局であっせん委員会を開催しました。所在については、地図の6ページをご覧ください。
〇〇さんから離農の申し出があり、3条での売買も含め全農地を処分したいとのこと
でした。地域での利用調整の結果、耕作面積の少ない〇〇さんが買い手になりました。地
区の平均的な価格であり両者合意となっています。審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号45番について原案のとおり決定することにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号45番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号46番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号46番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 1番 菅原です。番号46番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。黄色のマーカーで中央下に国道40号とあります。その左にタヨロマ川とあり、「夕」のところが所在地になります。本件は12月6日に私と沼田委員、新田委員、事務局であっせん委員会を開催しています。売買価格は反当り18万円で両者合意となっています。審議の程よろしく申し上げます

議 長： ただいま、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号46番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号46番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして**番号47番**の審査を行います。
事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号47番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

藤野委員： はい。

議 長： 藤野委員。

藤野委員： 3番 藤野です。番号47番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中ほどに黄色のマーカーで二十三線とあります。西に向かって突き当りまで行き、そのまま北へ向かい天塩川堤防の手前が所在地になります。12月1日に私と又村委員、新田委員、事務局であっせん委員会が行われました。申し出のあった〇さんにつきましては、先月のあっせんで宅地周りの土地を増やされたので、今回通地であるこの土地を処分し面積を集約したいとのことです。土地条件としては、河川沿いで形状が三角のため、作業効率が落ちることから、平均より少し低めとなる反当り20万円となっています。買い手は隣接地を耕作する〇〇さんで両者合意のもと、あっせんが成立しました。審議の程よろしく申し上げます

議 長： ただいま、藤野委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号47番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号47番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号48番**については、安達委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。(15:31)

議 長： それでは議事を再開いたします。（15：32）
番号48番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： （議案第3号 番号48番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。番号48番について説明します。12月4日午後より、私と林委員、事務局であっせん委員会を開催しました。所在については、地図の8ページをご覧ください。二十五線と黄色のマーカーである隣に東八号と書かれている、「号」の西側が所在地になります。〇〇さんは高齢のため離農したいとのことでした。地域の協議の中で、隣接している〇〇さんにこの部分の農地を利用調整で売買しています。価格は反当り田は、21万5千円と東風連地区の標準的な価格になっています。審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、武田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号48番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号48番は原案の通り決定いたしました。
安達委員の席移動のため、暫時休憩とします。（15：34）

議 長： 議事を再開いたします。（15：35）
続きまして、番号49番を審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局： （議案第3号 番号49番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

武田委員： はい。

議 長： 武田委員。

武田委員： 14番 武田です。番号49番について説明します。先ほど48番で説明した農地の東側が所在地になります。西側と東側で地区がわかれており、東側を〇〇さんに買い手となっていただきました。単価についても、同じく反当り田で21万5千円になっています。両者合意のもとで成立しています。審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、武田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号49番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号49番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして**番号50番から番号53番**について一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号50番から番号53番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号50番から番号53番について説明します。12月4日に私と武田委員、林委員、事務局であっせん委員会を開催しています。最初に50番についてですが、所在については、地図の9ページをご覧ください。真ん中左上に黄色のマーカーで二十三線とあります。そこから右に行きますと風連別川と書かれていますが、その右の東風連と書かれたところが所在地になります。地域で協議したところ、有効に利用できる〇〇さんが買い手となりました。価格については、過去の地域価格を参考に反当り21万円で双方合意によりあっせんが成立しています。続きまして51番ですが、所在は同じく地図の9ページで50番の隣の農地になります。価格については、大型の農地で近年暗渠の整備があったことから反当り23万円となりました。続きまして52番ですが、所在は東風連とピンクのマーカーで記載がありますが、右に行くと忠烈布と書かれており、その直線の中央辺りの道路を挟んだ所が所在地になります。利用調整により、隣接地であり最も有効に利用できる〇〇さんを選定しました。一部数年水張がないことや農地の大きさを踏まえ、反当り田は、14万5千円、7万円、13万3,720円となりました。畑は、反当り5千円となりました。最後に53番ですが、所在は国道40号の上側にひらがなで「ひがしふうれん」とありますが、二十線に交わる部分の左下側が所在地になります。反当り21万円で利用調整となりました。審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号50番から番号53番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号50番から番号53番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**貸貸借**の審査を行います。**番号20番**については、菅野委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。暫時休憩します。(15:43)

議 長： それでは議事を再開いたします。(15:44)
番号20番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第3号 番号20番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員：はい。

議長：南原委員。

南原委員：23番 南原です。番号20番について説明します。所在については、地図の6ページをご覧ください。真ん中に農協と農協のスタンドがありますが、スタンドの南側が所在になります。〇〇さんは〇〇〇〇〇〇の構成員になります。審議の程よろしくをお願いします

議長：ただいま、南原員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号20番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号20番は原案の通り決定いたしました。
菅野委員の席移動のため、暫時休憩とします。（15：46）

議長：議事を再開いたします。（15：47）
続きまして、**番号21番から番号23番まで**を一括して審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号21番から番号23番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員：はい。

議長：南原委員。

南原委員：23番 南原です。番号21番から番号23番について説明します。番号21番は賃貸借の更新になります。番号22番の所在は、地図の6ページをご覧ください。先ほどの番号20番の農地の道路右側に宅地があり、その下が所在地になります。23番については、買い手の〇〇さんの通い地の近隣にある土地になり、所在は八線南4号の右上になります。審議の程よろしくをお願いします。

議長：ただいま、南原員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号21番から番号23番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号21番から番号23番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号24番、番号25番**を一括して審査いたします。
事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第3号 番号24番、番号25番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 2番 新田です。番号24番、番号25番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央下にピンクのマーカで瑞生とあります。その西の交差点の西一号の北西辺りが番号24番の所在地になります。同じく南西の辺りが番号25番の所在地になります。〇〇さんが高齢のために離農したいということで、親戚関係にある〇〇さん及び〇〇さんとの新規の賃貸借になります。審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、新田原員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号24番、番号25番について原案のとおり決定することに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号24番、番号25番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号26番**については、新田委員が農業委員会等に関する法律第31条の議
事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願ひます。
暫時休憩します。（15：52）

議 長： それでは議事を再開いたします。（15：53）
番号26番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号26番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

又村委員： はい。

議 長： 又村委員。

又村委員： 27番 又村です。番号26番について説明します。所在については、地図の8ページをご
覧ください。左下に黄色マーカで道道瑞生下土別線があります。朱鞠内線に向かって突
き抜け一線上がりますと三日月沼があり、その南が所在地になります。〇〇さんの農地の
集約に伴う賃貸借です。審議の程よろしくお願ひします

議 長： ただいま、又村原員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号26番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号26番は原案の通り決定いたしました。新田委員の席移動のため、暫時休憩とします。(15:56)

議 長： 議事を再開いたします。(15:57)
番号27番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号27番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 11番 上手です。番号27番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。黄色のマーカーで中ほどに二十三線とありますが、西に行き東2号の南角が所在地になります。新規の賃貸借で価格も両者合意となっています。審議の程よろしくお願ひします

議 長： ただいま、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号27番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号27番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして番号28番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号28番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

住田委員： はい。

議 長： 住田委員。

住田委員： 16番 住田です。番号28番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。ピンクのマーカーで中央とありますが、「央」の右側が所在地になります。高規格道路用地の東西に分かれる土地で賃貸の更新になります。審議の程よろしくお願ひします

議 長： ただいま、住田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号28番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号28番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして番号29番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号29番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号29番について説明します。所在については、地図の9ページをご覧ください。ピンクのマーカで日進とある下の道道付近に所在地があります。以前から賃貸借していた農地に併せて、新規で農地を賃貸借するものです。審議の程よろしくお願ひします

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号29番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号29番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
番号24番については、水間委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。(16:06)

議 長： それでは議事を再開いたします。(16:07)
番号24番の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号24番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号24番について説明します。所在については、地図の7ページをご覧ください。中央上にピンクのマーカーで大橋とあります。その右側に日進橋があり、橋を超えると〇〇〇〇〇の工場がありますが、その入り口の北側が所在地になります。〇〇さんの体調悪化などがあり、長年賃貸借している〇〇さんへ贈与となりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号24番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号24番は原案の通り決定いたしました。
水間委員の席移動のため、暫時休憩とします。(16:10)

議 長： 議事を再開いたします。(16:11)
続きまして、**番号25番**の審査を行います。事務局の説明を求めます

事務局： (議案第3号 番号25番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

中村委員： はい。

議 長： 中村委員。

中村委員： 18番 中村です。番号25番について説明します。先ほどの議案第3号で〇〇〇〇さんの売買で説明いたしました農地の残り部分になります。畔がないことや宅地が中にある等の理由により3条での売買となりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、中村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号25番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号25番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号26番から番号28番まで**を一括して審査いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号26番から番号28番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。番号26番から番号28番について説明します。まず番号26番の所在については、地図の6ページをご覧ください。黄色マーカーで七線と八線とあり、その間に所在地があります。〇〇さんの離農に伴うものです。番号27番も同様に、黄色のマーカーで道道美深名寄線とあり、「道道」の部分の周囲に所在地があります。番号28番についても同様に、番号27番の農地の周りに所在地があります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号26番から番号28番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号26番から番号28番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号29番**について審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号29番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

菅原委員： はい。

議 長： 菅原委員。

菅原委員： 1番 菅原です。番号29番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。黄色のマーカーで国道40号とあります。その上に学校のマークがありますが、その右側が所在地になります。〇〇〇〇〇さんと〇〇さんの間で賃貸借をしていましたが、〇〇さんが農地の処分をしたいということで、〇〇〇〇〇さんが買い受けることになりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、菅原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号29番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号29番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号30番、番号31番**について一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号30番、番号31番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 2番 新田です。番号30番、番号31番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央下にピンクのマーカーで瑞生とあります。「瑞」という文字があり、そこから西に500m程行ったところが所在地になります。〇〇さんの相続農地の処分で、以前〇〇さんが〇〇さんから農地を購入している経緯から3条での売買となりました。番号31番は、〇〇〇〇さんが使用貸借をしていた農地が、祖父が亡くなり父である〇〇さんが相続したため、新たに使用貸借をするものです。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号30番、番号31番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号30番、番号31番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号32番、番号33番**について一括して審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号32番、番号33番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

藤野委員： はい。

議 長： 藤野委員。

藤野委員： 3番 藤野です。番号32番、番号33番について説明します。両案件とも〇〇〇〇さんへの経営移譲のために使用貸借をするものです。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、藤野委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号32番、番号33番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号32番、番号33番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号34番から番号36番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号34番から番号36番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 10番 安達です。番号34番から番号36番について説明します。最初に34番ですが、所在については、地図の9ページをご覧ください。ピンクのマーカーで東風連とあり、右側に忠烈布と2つ書かれています。右側の忠烈布の「布」の道路を挟んで左側に所在地があります。〇〇さんの集約化による農地処分となり、隣接する農地を所有する〇〇さんと3条での売買になります。35番については、黄色のマーカーで二十三線とあり、右側に03.9と書いてある「9」の部分が所在地になります。〇〇さんの集約による農地処分のため、隣接地を所有する〇〇さんと3条での売買になります。36番については、〇〇〇さんへの経営移譲による使用貸借となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号34番から番号36番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号34番から番号36番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号37番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号37番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 17番 横田です。番号37番について説明します。〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴う使用貸借になっています。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号37番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号37番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号38番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号38番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

飯村委員： はい。

議 長： 飯村委員。

飯村委員： 7番 飯村です。番号38番について説明します。〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴う使用貸借になっています。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、飯村委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号38番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号38番は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第6、議案第5号「農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。
番号5番を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第5号 番号5番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 12番 林です。番号5番について説明します。所在については、地図の9ページをご覧ください。黄色のマーカーで二十九線とあります。その上の交差点が二十八線の東八号になりますが、そこから東側に向かって風連別川を過ぎた道路の北側に所在地があります。後継者の〇〇さんが農家住宅を建築するというので、〇さんの土地を転用するものです。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、林委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号5番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号5番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第7、議案第6号「農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。番号5番から番号7番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第6号 番号5号から番号7番を読み上げ説明する。)

議 長： 議案第6号「農用地の買入れ協議に係る要請について」の説明がありました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号5番から番号7番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号5番から番号7番までは原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第8、議案第7号「農地法第52条に基づく賃貸料情報について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第7号「農地法第52条に基づく賃貸料情報について」を読み上げ説明する。)

議 長： 議案第7号「農地法第52条に基づく賃貸料情報について」の説明がありました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、議案第7号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第7号は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第9、議案第8号「農地利用状況調査に係る非農地の認定について」を議題に供します。議案第8号の審査は、飯村委員と武田委員が農業委員会等に関する法律

第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。
暫時休憩します。(16:37)

議 長： それでは議事を再開いたします。(16:38)
事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第8号「農地利用状況調査に係る非農地の認定について」を読み上げ説明する。)

議 長： 議案第8号「農地利用状況調査に係る非農地の認定について」の説明がありました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、議案第8号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第8号は原案の通り決定いたしました。
飯村委員、武田委員席移動のため暫時休憩といたします。(16:41)

議 長： 議事を再開いたします。(16:42)
続きまして、**日程第10、報告第1号「農用地利用集積計画の変更について」**を議題に
供します。事務局の説明を求めます。

事務局： (報告第1号「農用地利用集積計画の変更について」を読み上げ説明する。)

議 長： 報告第1号「農用地利用集積計画の変更について」の説明がありました。

議 長： 続きまして、**日程第11、報告第2号「農地法第5条転用工事完了報告」**を議題に供しま
す。番号6番について小田桐委員より報告をお願いいたします。

小田桐委員： 20番 小田桐です。番号6番について報告いたします。所在については、地図の5ペー
ジをご覧ください。中ほどに55番とありまして、538と右に書かれています。その左
側が所在地になります。今月1日に現地へ行き、資材置き場になっていることを確認し
ました。

議 長： 番号6番について、「農地法第5条転用工事完了報告」がありました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第12回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後4時45分 閉会)

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____